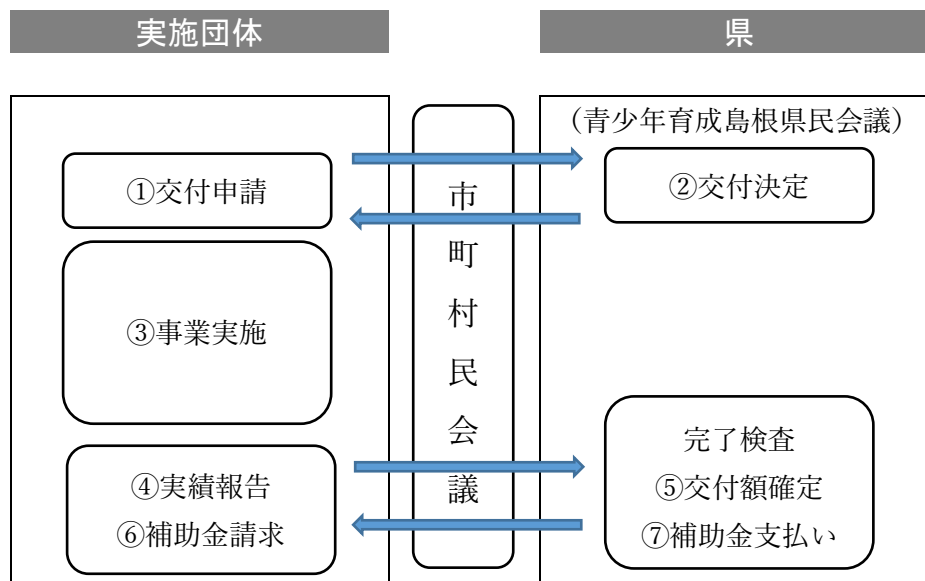


## 採択後の事業の進め方

### 1 事業採択後の実施方法

- 採択された事業は「補助事業」として実施していただきます。
- 事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- 補助金交付額については、経費の内容等を精査のうえ決定します。



#### (1) 事業を始める前の手続き(交付申請・交付決定)

- ①市町村民会議を通じて「補助金交付申請書」に交付申請の様式を添付して「青少年育成島根県民会議会長あて」送付します。
- ②事務局で補助金交付申請書の内容を審査のうえ、実施団体へ交付決定を行います。

#### (2) 事業実施中の手続き

- ①事業内容の大幅な変更が生じる場合は、「変更交付申請」手続きが必要になります。
- ②事業実施に際して当面必要な経費については概算払いを受けることができますので、事務局へ相談の上、「概算払い請求書」を提出してください。

#### (3) 事業実施後の手続き(実績報告・額の決定)

- ①補助団体は補助対象事業を令和3年2月末日までに完了することとし、完了の日から起算して30日を経過した日。または、事業実施年度の要項に記載してある報告期限のいずれか早い日までに、会長あて管内市町村民会議会長まで実績報告書(様式4)を提出してください。
- ②事務局は、実績報告書の内容に基づき完了検査を行い、検査に合格した場合は、実施団体に通知するので、実施団体は事務局まで補助金の請求を行ってください。事務局は(概算払いがある場合は残金)請求書を受け取り次第速やかに補助金を支払います。

#### (4) 注意事項

- ①手続きは「青少年の自立をサポートする場づくり支援事業」補助金交付要綱により行ってください。

## 採択後の事業の進め方

### 2 事業の結果検証・情報公開

---

#### (1) 事業の検証

事業実施による成果及び課題等を把握するため、次の方法で事業の結果を検証します。

##### ① 事業実施報告書（自己評価）

事業について成果と課題を明らかにしながら報告書にまとめてください。

#### (2) 情報公開

採択された事業の概要は、県民会議ホームページにより公表します。

事業報告等を県民会議主催のフォーラム、研修、協議会等で広く紹介します。

報告書や発表資料等により報告された事業に関わった個人、団体等の画像、音声等は県民会議のホームページ、機関誌、その他リーフレット等で公表されることがあるので、あらかじめ承認を取っておいてください。

#### (3) その他

事業実施を行われる場合において「ネットワークモデル支援事業」「青少年地域活動チャレンジ支援事業」の補助金による活動であることを広報媒体等へ明記していただき、県民会議及び本事業をPRしていただきますようお願いします。